

久喜菖蒲雨水排水ポンプ場機械・電気設備更新工事

(電気設備)

特 記 仕 様 書

目 次

第1章	総 則	
第1節	一般事項	1-1
第2節	工事施工	1-3
第3節	承認図及び完成図書	1-4
第4節	試験及び検査	1-5
第5節	引渡し及び補償	1-5
第2章	一般仕様	
第1節	電気機器一般仕様	2-1
第2節	電気・機械設備工事一般仕様	2-3
第3章	電気設備	
第1節	施工範囲	3-1
第2節	機器仕様	3-3
第4章	試験及び検査	
第1節	一般事項	4-1
第2節	試験及び検査	4-1
第3節	総合試運転	4-1
第5章	撤去工事	
第1節	概要	5-1
第2節	工事範囲	5-1
第3節	撤去機器	5-1
第6章	建設副産物の処理	
第1節	一般事項	6-1
第2節	建設廃材等処分計画書の提出	6-1

第1章 総則

第1節 一般事項

1. 適用範囲

- (1) この仕様書は、久喜市（以下「発注者」という）が発注する久喜菖蒲工業団地雨水排水ポンプ場機械・電気設備更新工事の施工に適用する。
- (2) 仕様書及び図面に記載された事項は、この特記仕様書を優先する。

2. 関係法令等の遵守

- (1) 受注者は、建設工事請負契約書、建設業法、騒音規制法、労働基準法、職業安定法、労働者災害保険法及びその他の関係法令、並びに関係官公署の許可条件を遵守し、工事の円滑な進行を計らなければならない。
尚、これらの諸法令の運用適用は、受注者の負担と責任において行う。
- (2) 工事中、受注者の不注意、その他の原因により、作業員が負傷しても、その責任は一切受注者の負担と責任において行う。

3. 疑義の解釈

- (1) 仕様書及び設計図書に疑義を生じた場合は、発注者と協議し、必要に応じて設計変更を行うものとする。
- (2) 仕様書、設計図書に明示されていない事項があるときは、協議を受け、発注者が定めるものとする。
ただし、明示されていないものであっても、当然必要と認められるものについては、受注者の責任において施工しなければならない。

4. 書類の提出

関係書類の提出は、発注者が別に示す様式により、指定期日までに行うものとする。

5. 官公署に対する手続

工事施工のため必要な官公署への手続きについて、提出書類及び必要な添付資料の作成を、受注者が行うものとする。これに要する費用は受注者の負担とする。尚、受注者は、その結果を監督員に報告しなければならない。

6. 瑕疵

本工事は責任施工とするので、受注者の責に帰すべき施工上の瑕疵による事故、破損等が発生した時、受注者は無償で発注者の指定する期間内に補修または交換しなければならない。

7. 適用規格

本工事における適用規格は下記とする。

日本産業規格（J I S）

電気設備技術基準

電気規格調査会標準規格（J E C）

日本電機工業会標準規格（J E M）

電線技術委員会標準資料（J C S）

電気工作物規程

内線規程

電気用品取締規格

消防法

日本照明器具工業会規格（J I L）

日本水道協会規格（J W W A）

建築基準法

労働安全衛生規則

その他関係法規及び諸条例

8. 健康診断

現場代理人等及び浄水場で作業する者は、水道法第21条に規定された健康診断〔保菌検査（腸チフス菌、パラチフス菌、赤痢菌、サルモネラ菌、O157）〕を工事施工前に実施し、その結果を速やかに報告するものとする。

第2節 工事施工

1. 一般事項

本工事は、久喜菖蒲工業団地雨水排水ポンプ場の電気設備等を更新する工事である。

受注者は、常に工事の進捗状況について注意し、予定の工事工程と比較検討して、工事の円滑な進行を図らなければならない。

2. 写真撮影

(1) 受注者は、監督員の指示に従い施工前、完成後の状況が対照できるように、工事過程をデジタルカメラで撮影しなければならない。

(2) 工事完成後外部から明視できなくなる箇所の施工状況、重要な工事段階、出来形部分及び寸法等が確認できるように撮影し、監督員が随時閲覧できるよう整理、編集するとともに写真帳として、現場に備えて置き、工事完成後、監督員に提出しなければならない。

(3) 提出部数は次の通りとする。

工事写真帳 1部

3. 特許権の使用

工事の施工にあたり、特許権その他第三者の権利の対象となっている施工方法を使用する時、受注者は、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

4. 仮設物

受注者は工事施工に必要な詰所、工作小屋、材料置場等の仮設物を設ける場合は、設置位置概要とその他について監督員と協議し承認を受けなければならない。

5. 監理技術者若しくは主任技術者及び現場代理人

受注者はこの工事契約後速やかに監理技術者若しくは主任技術者及び現場代理人を定め監督員に届けなければならない。

6. 指定製造業者

電気機器、材料等の製造等は各製造業者のリストを提出して承認を受けるものとする。

7. 工事対象物の管理義務

本工事引渡しまでの機器、材料等の保管の責任は、受注者にあるものとする。

第3節 承諾図及び完成図書

1. 承諾図

この仕様書並びに添付図書に記載する事項は、主要事項のみを示すものであるから、受注者は速やかに次の図面を提出し監督員の承諾を得てから製作に着手しなければならない。

機器配置図及び基礎据付図

各種配管及び配線図

機器外形図、詳細図、構造図

単線接続図

展開接続図

その他監督員の指示するものとする。

尚、提出部数は、2部（返却用1部も含む）とする。

2. 完成図書

完成図書として承諾図に下記のことを追加製本して3部提出すること。

維持管理に必要な操作説明書

各種機器試験成績表（保護装置試験成績表含む）

各種機器取扱説明書

電源回路の絶縁試験成績表

監督官庁検査合格証明書写し

施工管理記録

その他監督員の指示するもの

第4節 試験及び検査

(1) 機器及び付属品の試験及び検査は、工場試験と現場試験に区別して行うものとする。工場試験は機器製作完了後、その製作工場に於いて実施し、現場試験はすべての機器を現場に据付け関係官公署の検査完了後、各種の試験を行うものとする。

尚、各種試験は原則として、監督員立会いの上、実施するものとし、検査日時、検査場所、試験方法は検査実施日より10日前書面をもって必要項目を記入の上、監督員に提出のこと。

(2) 工事完了後は、監督員立会いの上、総合試験及び各種検査を実施するものとする。

(3) 工場検査を省略された機器材料についても監督員の指定したものについては試験成績表を提出するものとする。

(4) 機器の試験及び検査は原則として監督員の立会いのもとに行うが当該機器が公認の規格による汎用品である時はその成績表を提出して承諾を受けるものとする。

(5) 試験に要する費用は全て受注者の負担とする。

第5節 引渡し及び補償

引渡しは各種試験検査及び現地試験運転合格後並びに関係官公署の立会検査の終了後引渡しを行うものとする。

上記引渡し後約1ヶ年以内に受注者の責に起因する故障が生じた場合には、無償にて修理、取替えを行うものとする。

第2章 一般仕様

第1節 電気機器一般仕様

1. 共通仕様

(1) 規格

本工事に使用する機器はJ I S、J E C、J E M、各規格に準拠するもので、下記の仕様によること。

(2) 周波数

本工事に使用する各機器、器具の定格周波数は特記なき限りすべて50Hzとする。

(3) 共通事項

(a) 塗装

機器の塗装は十分な下地処理を行ったうえ、下地塗装を行い特に正面に露出する部分は下塗り（1回）仕上塗り（2回）を施すこと。

仕上塗りの内1回は現地組立据付後行うことができ、塗料は耐湿、耐酸性にすぐれたものを使用し、長期の使用に耐えられること。

塗色は特に指定するもののほかはJ E M1135及びJ E M1425に準拠するもの。

屋内機器外面	5Y	7/1
屋外機器外面	5Y	7/1
配電盤内面	5Y	7/1
取付計器類わく	N	1.5
スイッチのハンドル類	N	1.5

（ただし非常停止用は7.5R4.5／14）

(b) 盤の板厚

次表に示す厚さ以上の鋼板を用いて製作すること。

構 成 部	鋼板の厚さ (mm)
側 面 板	2.3 以上
底 板	1.6 "
屋 根 板	2.3 "
仕 切 板	1.6 "
扉	2.3 "

(c) 使用電線

(ア) 被覆の色別

一般 : 黒または黄色

接地線 : 緑色

(イ) 太さ

(Ⅰ) 動力線 容量に見合ったサイズとする。

(Ⅱ) 制御線 原則として 1.25mm^2 以上とし、電流容量的に見合うものであればそれ以下の使用も可とする。

(ウ) 相極性色別

主回路のみ行い、J E M1425に準拠し、相極性色別は下記とする。また、配線の端子接続部(末端)には、配線記号を記入したマークを取り付けること。

(Ⅰ) 交流の相による色別

・三相回路	第1相	赤
	第2相	白
	第3相	青
	零相及び中性相	黒
・単相回路	第1相	赤
	中性相	黒
	第2相	青

ただし、三相回路から分岐した単相回路においては、分岐前の色別によるものとする。

(Ⅱ) 直流の極性による色別

正極 (P)	赤
負極 (N)	青

第2節 電気・機械設備工事一般仕様

1. 概要

本工事は第3章以降で製作する各機器の搬入、据付、配管配線などの各工事を行い、更に試運転及び調整まで含むものとする。

また、本工事の施工にあたっては設計図ならびに本仕様書にもとづき監督員と十分打合せの上、あらかじめ承認を受けた図面により第1章記載の諸法令、規定規格に準拠して施工するものとする。

2. 一般仕様

(1) 機器据付工事

- (a) 機器の取付に際し構造物にはつり及び溶接を行う場合は監督員の指示を受けたあと施工しすみやかに補修すること。
- (b) 主要機器等は、特に地震力に対して転倒、横滑り、脱落、破損などを起こさないよう、耐震検討をし、十分な強度を有する基礎ボルトで構造物または基礎に強固に固定する。

(2) 配線工事

(a) 屋内配線工事

(ア) 端末処理等

- (Ⅰ) 高圧ケーブル及び公称面積が 14 mm^2 以上の低圧動力ケーブルの端末処理はJCS規格材料を用いておこなうこと。

又、 14 mm^2 未満の低圧動力ケーブルはテーピングによる端末処理すること。なお、施工困難な箇所については監督員の指示により施工するものとする。

- (Ⅱ) 制御ケーブルの端末処理はテーピングによるものとし、各端子へのつなぎ込みは圧着端子で行うこと。各心線には端子記号と同一マークを刻印したマークバンドを付けると共に、ケーブルにはケーブル記号を記したバンドまたは札をシースに付けること。

(イ) ケーブルと機器の接続

配電盤を引込むケーブルは適切な支持物に堅固に固定し、接続部に過大な応力がかからない様にするものとする。

(ウ) 電路とその他のものとの離隔

- (Ⅰ) 低圧ケーブルまたは低圧ケーブルを収納した電路は弱電流電線等と接触しないように施工するものとする。

- (Ⅱ) 低圧ケーブルと弱電流電線を同一金属ダクト、ケーブルラック、ケーブルピッ

トに収納して配線するときは隔壁を設けるものとする。

- (Ⅲ) 高圧ケーブルと低圧屋内ケーブル、管灯回路の配線、弱電流電線、または水道管、ガス管若しくはこれらに類するものとは十分離隔する。

ただし高圧ケーブルとこれらのものとの間に耐火性のある堅ろうな隔壁を設け、かつ、高圧ケーブルとこれらのものが接触しないように施設するときはこの限りではない。

(エ) 金属管工事

- (Ⅰ) いんぺい配管の布設は下記によること。

- ① 管の埋込みまたは貫通は監督員の指示に従い建造物の構造及び強度に支障のないように行う。
- ② 電線管の埋込配管は曲りを最小とし、管の配列接続、埋設深さ等については図面及び仕様書による。
- ③ 配管の1区間が30mをこえる場合または技術上必要とする箇所にはプルボックスを設けるものとする。

(オ) 可とう電線管工事

- (Ⅰ) 管の曲げ半径は管内径の6倍以上とし、管内の電線が、容易に引き替えることができるようにする。

ただし、やむをえない場合は監督員の承諾をうけて、管内径の3倍以上とすることができる。

- (Ⅱ) ボックスとの接続には適当なコネクタを使用し堅固に取付けること。

- (Ⅲ) 可とう電線管を他の金属管などと接続する場合は、適当なコネクタにより、機械的、電氣的に完全に連絡するものとする。

- (Ⅳ) 管の端口には電線の被覆を損傷しないよう絶縁ブッシングまたはコネクタなどを使用するものとする。

(カ) 金属ダクト工事

- (Ⅰ) 金属ダクトはつき合せを完全にし、ボルトなどにより機械的に堅固に接続する。

またダクト相互間を除く他の部分は軟銅線により電氣的に完全に接続する。その接続は無はんだ接続とするものとする。

- (Ⅱ) ダクト内から電線を外部に引出す部分は金属管配線または可とう電線管配線によること。

- (Ⅲ) ダクトが床または壁を貫通する場合は、貫通部分でダクト相互またはダクトとプルボックスなどの接続を行ってはならない。

- (Ⅳ) ダクトのふたに電線の重量がかからないようにするものとする。

(V) ダクト内の電線は各回線ごとに一まとめし、電線支持物の上に整然と並べ、ほう縛材料で堅固にとめつけるものとする。

(b) ケーブルの種類及び太さ

ケーブルの種類及び太さは図面または機器仕様の通りとするが、特に記載のない場合は次によること。

(ア) 高圧ケーブルについては、断面積 14mm^2 以上の耐燃性ポリエチレンシースケーブル (EM-CE) エコケーブルを使用すること。

(イ) 低圧ケーブル (動力用) については、断面積 3.5 mm^2 以上の耐燃性ポリエチレンシースケーブル (EM-CE) エコケーブルを使用すること。

(ウ) 一般制御用ケーブルについては、断面積 1.25 mm^2 以上の制御用耐燃性ポリエチレンシースケーブル (EM-CEE、EM-CEE-S) エコケーブルを使用すること。

(エ) 計装信号用ケーブルについては、断面積 1.25 mm^2 以上の計装用ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル (EM KNPEE/F) エコケーブルまたは前記EM-CEEを使用することを原則とする。ただし、誘導を受けるおそれのある場所では同断面積のしゃへい付きケーブルを使用すること。

第3章 電気設備

第1節 施工範囲

1. 概要

本工事は、下記の範囲一切を施工するもので、受注者は、設計図書を参照するとともに、監督員と設計打合わせを行い、その使用目的に適した十分な機能を有する機器を設計製作の上、据付・配管工事及び配線工事を行うものとする。

2. 施工範囲

- ① 4に記載の機器の製作、搬入、据付
- ② 4に記載の機器間の配線工事
- ③ 各機器への配線配管工事
- ④ 各種盤架台及び基礎工事
- ⑤ その他上記に伴う諸工事

3. 施工条件

- (1) 工事期間中において、運転管理に支障のない切換工事を行うものとする。必要に応じて仮設などの対応を行うものとする。
- (2) 試験・調整等においての設備の全停及び一部停止が必要な場合は、事前に監督員との協議の上、行うものとする。
- (3) 表示項目及び操作項目等は既設監視制御設備等を調査・確認して、監督員との協議の上、決定する。
- (4) 本工事対象機器以外の更新は認めないものとする。

4. 設備機器

(1) 受変電設備

- | | |
|---------|-----|
| ① 引込受電盤 | 1 面 |
| ② 変圧器盤 | 1 面 |
| ③ 低圧分岐盤 | 1 面 |

(2) 非常用自家発電設備

- | | |
|----------|-----|
| ① 自家発電装置 | 1 台 |
| ② 2次消音器 | 1 台 |
| ③ 給気消音器 | 1 台 |

④	排風消音器	1 台
⑤	燃料小出槽	1 台
⑥	給油口ボックス	1 面
⑦	自家発補機盤	1 面
(3) 負荷設備		
①	1 号電動機盤	1 面
②	2 号電動機盤	1 面
(4) 監視制御設備		
①	監視操作盤	1 面

第2節 機器仕様

1. 受変電設備

(1) 引込受電盤 (H01)

- | | |
|----------------|-----------------------|
| 1) 数量 | 1 面 |
| 2) 形式 | 屋内自立形 |
| 3) 寸法 | 設計図書を参考に、納入仕様書にて決定する。 |
| 4) 盤面取付器具 | |
| ① 盤名称銘板 | 1 式 |
| ② 電圧計 | 1 個 |
| ③ 電流計 | 1 個 |
| ④ 電力計 | 1 個 |
| ⑤ 周波数計 | 1 個 |
| ⑥ 力率計 | 1 個 |
| ⑦ 電力量計 | 1 個 |
| ⑧ 電圧切替スイッチ | 1 個 |
| ⑨ 電流切替スイッチ | 1 個 |
| ⑩ 集合形表示灯 | 1 式 |
| ⑪ 切替スイッチ | 1 個 |
| ⑫ 操作スイッチ | 1 個 |
| ⑬ 表示灯 | 1 式 |
| ⑭ 押釦スイッチ | 2 個 |
| ⑮ 過電流継電器 (静止形) | 1 個 |
| ⑯ 不足電圧継電器 | 1 個 |
| ⑰ その他必要なもの | 1 式 |
| 5) 盤内収納器具 | |
| ① 断路器 | 1 台 |
| ② 真空遮断器 | 1 台 |
| ③ 計器用変圧器 | 2 個 |
| ④ 計器用変流器 | 2 個 |
| ⑤ 操作用変圧器 | 1 個 |
| ⑥ 取引用変成器取付スペース | 1 式 |
| ⑦ その他必要なもの | 1 式 |

(2) 変圧器盤 (H02)

- | | |
|------------|-----------------------|
| 1) 数量 | 1 面 |
| 2) 形式 | 屋内自立形 |
| 3) 寸法 | 設計図書を参考に、納入仕様書にて決定する。 |
| 4) 盤面取付器具 | |
| ① 盤名称銘板 | 1 式 |
| ② 集合形表示灯 | 1 式 |
| ③ 押釦スイッチ | 2 個 |
| ④ 地絡継電器 | 1 個 |
| ⑤ その他必要なもの | 1 式 |
| 5) 盤内収納器具 | |
| ① 三相変圧器 | 1 台 |
| ② 配線用遮断器 | 1 式 |
| ③ 零相変流器 | 1 個 |
| ④ その他必要なもの | 1 式 |

(3) 低圧分岐盤 (H03)

- | | |
|------------|-----------------------|
| 1) 数量 | 1 面 |
| 2) 形式 | 屋内自立形 |
| 3) 寸法 | 設計図書を参考に、納入仕様書にて決定する。 |
| 4) 盤面取付器具 | |
| ① 盤名称銘板 | 1 式 |
| ② 電圧計 | 2 個 |
| ③ 電流計 | 2 個 |
| ④ 電圧切替スイッチ | 2 個 |
| ⑤ 電流切替スイッチ | 2 個 |
| ⑥ 集合形表示灯 | 1 式 |
| ⑦ 切替スイッチ | 1 個 |
| ⑧ 操作スイッチ | 1 個 |
| ⑨ 押釦スイッチ | 2 個 |
| ⑩ 集合形地絡継電器 | 1 個 |
| ⑪ その他必要なもの | 1 式 |
| 5) 盤内収納器具 | |

① 電源切替開閉器	1 台
② 単相変圧器	1 台
③ 配線用遮断器	1 式
④ 電磁接触器	1 式
⑤ 熱動継電器	1 式
⑥ 計器用変流器	4 個
⑦ 零相変流器	6 個
⑧ 進相コンデンサ	1 台
⑨ 直列リアクトル	1 台
⑩ 継電器類	1 式
⑪ その他必要なもの	1 式

2. 非常用自家発電設備

(1) 自家発電装置

1) 数量	1 台
2) 形式	屋内超低騒音キュービクル形 ディーゼルラジエータ式 長時間形
3) 使用目的	非常電源用
4) 使用燃料	軽油
5) 構成	
① 三相交流発電機	1 式
定格出力	200kVA 以上
定格電圧	200V
周波数	50Hz
相数及び結線	三相三線式
力率	0.8(遅れ)
回転数速度	1500min ⁻¹
② ディーゼル機関	1 式
発電機容量	192kW 以上
潤滑方式	強制潤滑油方法
使用燃料	軽油
冷却方式	水冷式 (ラジエータ式)
始動方式	電気始動方式

③ その他必要なもの	1 式
(2) 2次消音器	
1) 数 量	1 台
2) 形 式	吊下形
3) 構 成	
① 消音器 出口 1 mにて 60dB(A) 以下	1 式
② その他必要なもの	1 式
(3) 給気消音器	
1) 数量	1 台
2) 形式	吊下形
3) 構成	
① 消音器 出口 1 mにて 60dB(A) 以下	1 式
② 給気ファン(3φ 3W 200V 2.2kW)	2 台
③ ダクト	1 式
④ キャンバスダクト	1 式
⑤ 給気フード(防鳥金網付)	1 式
⑥ その他必要なもの	1 式
(4) 排風消音器	
1) 数量	1 台
2) 形式	据置形
3) 構成	
① 消音器 出口 1 mにて 60dB(A) 以下	1 式
② 排風ファン(3φ 3W 200V 0.75kW)	1 台
③ ダクト	1 式
④ キャンバスダクト	1 式
⑤ 排風フード(防鳥金網付)	1 式
⑥ その他必要なもの	1 式
(5) 燃料小出槽	

1) 数量		1 台
2) 形式	屋内鋼板製	
3) 容量	990 L	
4) 種類	軽油	
5) 構成		
① 架台		1 式
② 油面スイッチ		1 式
③ ウイングポンプ		1 式
④ その他必要なもの		1 式
(6) 給油口ボックス (G02)		
1) 数量		1 面
2) 形式	屋外壁掛形 S U S 製	
3) 構成		
① 名称銘板		1 式
② 給油口		1 式
③ 集合形表示灯		1 式
④ 押釦スイッチ		2 個
⑤ ブザー		1 個
⑥ ローリー端子		1 式
⑦ その他必要なもの		1 式
(7) 自家発補機盤 (G01)		
1) 数量		1 面
2) 形式	屋内壁掛形	
3) 寸法	設計図書を参考に、納入仕様書にて決定する。	
4) 盤面取付器具		
① 盤名称銘板		1 式
② 集合形表示灯		1 式
③ 切替スイッチ		1 個
④ 操作スイッチ		2 個
⑤ 表示灯		1 式
⑥ 押釦スイッチ		2 個

⑦	その他必要なもの	1 式
5)	盤内収納器具	
①	2.2kW 非可逆回路	2 組
②	配線用遮断器	1 式
③	熱動継電器	1 式
④	単相変圧器	1 台
⑤	継電器類	1 式
⑥	その他必要なもの	1 式
3.	負荷設備	
(1)	1号電動機盤 (H04)	
1)	数量	1 面
2)	形式	屋内自立形
3)	寸法	設計図書を参考に、納入仕様書にて決定する。
4)	盤面取付器具	
①	盤名称銘板	1 式
②	電流計	1 個
③	電流切替スイッチ	2 個
④	集合形表示灯	1 式
⑤	押釦スイッチ	2 個
⑥	2 E 継電器	1 個
⑦	地絡継電器	2 個
⑧	その他必要なもの	1 式
5)	盤内収納器具	
①	55kW 特殊コンドルファ回路	1 組
②	0.75kW 非可逆回路	1 組
③	計器用変流器	2 個
④	零相変流器	2 個
⑤	熱動継電器	1 式
⑥	進相コンデンサ	1 台
⑦	継電器類	1 式
⑧	トランスジューサ	1 式
⑨	その他必要なもの	1 式

(2) 2号電動機盤 (H05)

1) 数量		1 面
2) 形式	屋内自立形	
3) 寸法	設計図書を参考に、納入仕様書にて決定する。	
4) 盤面取付器具		
① 盤名称銘板		1 式
② 電流計		1 個
③ 電流切替スイッチ		2 個
④ 集合形表示灯		1 式
⑤ 押釦スイッチ		2 個
⑥ 2 E 継電器		1 個
⑦ 地絡継電器		2 個
⑧ その他必要なもの		1 式
5) 盤内収納器具		
① 55kW 特殊コンドルファ回路		1 組
② 0.75kW 非可逆回路		1 組
③ 計器用変流器		2 個
④ 零相変流器		2 個
⑤ 熱動継電器		1 式
⑥ 進相コンデンサ		1 台
⑦ 継電器類		1 式
⑧ トランスジューサ		1 式
⑨ その他必要なもの		1 式

4. 監視制御設備

(1) 監視操作盤 (B01)

1) 数量		1 面
2) 形式	屋内自立形	
3) 寸法	設計図書を参考に、納入仕様書にて決定する。	
4) 盤面取付器具		
① 盤名称銘板		1 式
② 縦形指示計		13 個

③	運転時間計	2 個
④	集合形表示灯	1 式
⑤	切替スイッチ	6 個
⑥	操作スイッチ	6 個
⑦	表示灯	1 式
⑧	照光式押釦スイッチ	6 組
⑨	押釦スイッチ	2 個
⑩	引釦スイッチ	2 個
⑪	その他必要なもの	1 式
5)	盤内収納器具	
①	警報設定器	1 式
②	セルシン電流変換器	1 式
③	計装用電源装置	1 式
④	継電器類	1 式
⑤	スペースヒーター（サーモスイッチ付き）	1 式
⑥	その他必要なもの	1 式
6)	特記事項	
①	既設遠制継電器盤内に収納のテレメータ装置を本盤に移設を行うこと。	

第5章 撤去工事

第1節 概要

本工事における更新対象の機器は撤去・産廃処分するものとする。

第2節 工事範囲

1. 撤去機器に示す機器の撤去工事
2. 撤去機器に示す機器の撤去に伴う配線、配管撤去工事
3. 機器支持鋼材撤去工事
4. その他必要な工事

第3節 撤去機器

1. 久喜菖蒲工業団地雨水排水ポンプ場内

(1) 引込盤	1 面
(2) 受電盤	1 面
(3) 変圧器盤	1 面
(4) 1号電動機盤	1 面
(5) 2号電動機盤	1 面
(6) 補機盤	1 面
(7) 自家発電装置	1 台
(8) 発電機盤	1 面
(9) 電源切替盤	1 面
(10) 直流電源盤	1 面
(11) 消音器	1 台
(12) 給気ファン	1 台
(13) 換気ファン	1 台
(14) 燃料槽	1 基
(15) 減圧水槽	1 基
(16) 燃料移送ポンプ	1 台
(17) ラインポンプ	1 台
(18) 1号ポンプ現場操作盤	1 面
(19) 2号ポンプ現場操作盤	1 面
(20) 真空ポンプ現場操作盤	1 面

(21) 取水ポンプ現場操作盤	1 面
(22) 中央操作盤（受電自家発電盤）	1 面
(23) 中央操作盤（ポンプ盤）	1 面
(24) 中央操作盤（計装盤）	1 面
(25) 中央操作盤（補機盤）	1 面
(26) 遠制継電器盤	1 面
(27) 変換器盤	1 面
(28) 遠制補助盤	1 面

第6章 建設副産物の処理

第1節 一般事項

残土、コンクリート廃材、アスコン廃材、木材等並びに撤去品の建設副産物の処理については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずる。

第2節 建設廃材等処分計画書の提出

建設副産物の処理に当たっては、工事着手に先立ち、「建設廃材等処分計画書」を監督員に提出する。

なお、計画書に記載する事項は、次のとおりとする。

- 1) 建設副産物の種類
- 2) 建設副産物の数量
- 3) 処分先の所在地及び案内図
- 4) 収集運搬業者名、許可番号及び許可証の写し
- 5) 最終処理又は中間処理業者名、許可番号及び許可証の写し
- 6) 処理業者と契約したことを証明する書類の写し
- 7) その他